共同養育支援議員連盟総会 次 第

一、開 会(司会進行)

事務局長 三谷 英弘

二、挨 拶

会 長

柴山 昌彦

三、議 事

- 1. 法務省より「法制審議会の検討状況」について説明
- 2. 各省より対応状況の説明

総務省

警察庁

外務省

3. 質疑応答等

四、閉会

<省庁等関係出席者>

敬称略

法務省	民事局 参事官 民事局 参事官 刑事局 参事官	北村 治樹 国分 貴之 仲戸川武人
こども家庭ノ	宁 支援局家庭福祉課 企画官	宮崎 千晶
内閣府	男女共同参画局 男女間暴力対策課 課長 男女共同参画局 総務課調査室長	田中 宏和 池上沙矢香
警察庁	生活安全局 人身安全·少年課 理事官 刑事局 搜查第一課·特殊事件搜查室長	齊藤 昇山本 哲也
総務省	自治行政局 住民制度課課長	植田 昌也
外務省	領事局ハーグ条約室 室長 総合外交政策局 人権人道課 企画官	谷垣 博保 松井 宏樹
文部科学省	総合教育政策局地域学習推進課家庭教育支援室長初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長	西 明夫小畑 康生

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 代表 共同養育支援法全国連絡会 事務局長

最高裁判所 事務総局 家庭局第二課長

武田 典久

向井 宣人

三浦 寿司

以上

家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けたたたき台 (1)

第1 親子関係に関する基本的な規律

子との関係での父母の責務を明確化するための規律を整備するものとする(注1、2)。

- (注1) 父母の責務としては、例えば、父母が子の心身の健全な発達を図らなければならないことや、扶養義務を負い、その程度が生活保持義務であること、子の利益のためにその人格を尊重するとともにその年齢及び発達の程度に配慮しなければならないことなどがあるとの考え方がある。また、父母は、その婚姻関係の有無にかかわらず、子に対するこれらの責務を果たすため、互いの人格を尊重すべきであるとの考え方がある。
- (注2)子との関係において、親権が親の権利ではなく義務としての性質を有するものであること (親権を子の利益のために行わなければならないこと) を明確化すべきであるとの考え方がある。

第2 親権及び監護等に関する規律

- 1 親権行使に関する規律の整備
 - (1) 父母双方が親権者となるときは、親権は父母が共同して行うものとする。ただし、次に掲げるときは、その一方が行うものとする。
 - ア 他の一方が親権を行うことができないとき。
 - イ子の利益のため急迫の事情があるとき。
 - (2) 親権を行う父母は、上記(1)本文の規定にかかわらず、監護及び教育に関する日常の行為を単独で行うことができるものとする。
 - (3) 特定の事項に係る親権の行使について、父母の協議が調わない場合(上記(1)ただし書又は上記(2)の規定により単独で行うことができる場合を除く。)であって、子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、父又は母の請求により、当該事項に係る親権を父母の一方が単独で行うことができる旨を定めることができるものとする。

2 父母の離婚後等の親権者の定め

(1) 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定めるものとする。また、父母は、下記(4)の審判又は調停の申立てをしていれば、親権者の定めをしなくても、協議上の離婚をすることができるものとする。

- (2) 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の双方又は一方を親権者と定めるものとする。
- (3) 子の出生前に父母が離婚した場合又は(母と法律上の婚姻関係のない) 父が子を認知した場合には、親権は、母が行うものとする。ただし、父母 の協議で、父母の双方又は父を親権者と定めることができるものとする。
- (4) 上記(1)若しくは(3)の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる審判をするものとする。
- (5) 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子又はその 親族の請求によって、親権者を変更することができるものとする。
- (6) 裁判所が親権者を父母双方とするかその一方とするかを判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係や父母相互間の関係を考慮するものとする(注1)。
- (7) 協議上の離婚等の際の父母の協議による親権者の定めについて、その 合意形成過程が適正でない場合に、上記(5)の親権者の変更の手続により これを是正することができるようにするため、この場面における親権者 の変更の考慮要素を明確化するものとする(注2)。
- (注1) 個別具体的な事案において父母双方を親権者とすることが子の利益の観点から望ましいか、その一方を親権者とすることが望ましいかを判断するに当たっては、例えば、父母双方を親権者と定めることによって子の心身に害悪を及ぼすなどの危険があると認められるかどうかや、父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無及び程度並びに親権者の定めについて父母の協議が調わなかった理由等を勘案して、父母双方が共同して親権を行うことが困難であると認められるかなどの観点から判断するとの考え方がある。
- (注2)協議上の離婚の際の親権者の定めについて、何らかの理由により合意の形成過程が適正でない場合の対応策として、親権者の変更の手続を活用するとの考え方がある。このような考え方においては、親権者の変更の請求を受けた裁判所は、父母の協議の結果やその後の事情変更に加え、この協議の経過等をも考慮して判断すべきであるとの考え方がある。この協議の経過等を考慮するに当たっては、例えば、父母の一方から他の一方に対する暴行その他心身に有害な影響を及ぼす言動があったかどうかや、家事事件手続法による調停等の裁判所の手続の有無又は裁判外紛争解決手続を利用したかどうか、その協議の結果について公正証書を作成したかどうかなどを勘案すべきであるとの考え方がある。また、裁判所が親権者を定め直すに当たっては、本文(6)や上記注1のような要素を考慮して、親権者を父母双方とするのが望ましいかその一方とするのが望ましいかといった判断をすることが考えられる。

- 3 監護者の定めがある場合の親権の行使方法等
- (1) 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者又は監護の分 掌(分担)については、父母の協議により定めるものとし、この協議が調 わないとき又は協議をすることができないときは、家庭裁判所がこれを 定めるものとする(注1)。
- (2) 子の監護をすべき者が定められた場合には、子の監護をすべき者は、民 法第820条の監護及び教育、同法第822条の居所指定【及び同法第8 23条の職業許可】を単独で行うことができるものとする(注2)。
 - (3) 子の監護をすべき者が定められた場合には、親権を行う父母(子の監護をすべき者であるものを除く。)は、上記(2)の規定による子の監護をすべき者の行為を妨げない限度で、上記1の規律に従って、監護及び教育に関する日常の行為を行うことができるものとする。
- (注 1)【P】父母以外の第三者を子の監護をすべき者と定める場合に関する規律を整備するものとする考え方がある。
 - (注2)本文(2)の規律により監護者が身上監護権を単独で行うことができるものと整理した場合であっても、監護者による身上監護の内容がその自由裁量に委ねられるわけではなく、子の利益のために行わなければならないこととの関係で、一定の限界があるとの考え方がある。例えば、監護者による身上監護権の行使の結果として、(監護者でない)親権者による親権行使等を事実上困難にさせる事態を招き、それが子の利益に反する場合があるとの指摘がある。

第3 養育費等に関する規律

- 1 養育費等の請求権の実効性向上(先取特権の付与)
- (1) 次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権を有する者は、 各期の定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額(標準的な世 帯の必要生計費、当該定期金により扶養を受けるべき子の数その他の事 情を勘案して政省令で定める。)について、債務者の総財産について先取 特権を有するものとする(注1、2)。
 - ア 民法第752条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務
 - イ 民法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務
 - ウ 民法第766条(同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務
 - エ 民法第877条から第880条までの規定による扶養の義務
 - (2) 上記(1)の先取特権の順位については、雇用関係の先取特権(民法第30

6条第2号参照)に次ぐものとする。

- (注1)養育費等の請求権に先取特権を付与するに当たっては、執行手続における債務者の 手続保障の観点から所要の整備をする必要があるとの考え方がある。
- (注2)養育費等の請求権に先取特権を付与するものとした場合には、当該先取特権を有することを証する文書を提出した債権者が債務者の給与債権に係る情報の取得の申立て (民事執行法第206条参照)をすることができるようにするものとする考え方がある。

2 法定養育費

父母が子の監護に要する費用の分担についての定めをすることなく協議 上の離婚をした場合に対応するための仕組みとして、一定の要件の下で、離 婚の時から一定の期間にわたり、父母の一方が他の一方に対して法定養育 費の請求をすることができるものとする。ただし、当該他の一方が、支払能 力を欠くためにその支払をすることができず、又はその支払をすることに よってその生活が著しく窮迫する【ことを証明した】ときは、この限りでな いものとする。

- (注1) 法定養育費の請求権者や要件及び効果については、例えば、父母の一方であって離婚の時から引き続き【子の養育を主として行うもの/子と同居するもの】が、他の一方【(子と別居する者)】に対し、離婚の日から、子が成年に達した時又は父母がその協議により子の監護に要する費用の分担について定め若しくは家庭裁判所がこれを定めた時までの間、毎月、子の最低限度の生活を維持するために分担すべき子の監護に要する費用として政省令で定める額の支払を請求することができるものとするとの考え方がある。
- (注2)家庭裁判所は、子の監護に関する処分の裁判をする場合において、支払義務を負う者の支払能力を考慮して、当該裁判時までの期間に対応する法定養育費について、 その支払義務の免除若しくは減額又は支払の猶予その他相当な処分を命ずることができるものとする考え方がある。
 - (注3) 法定養育費の請求権についても、上記1の先取特権の対象に含めるものとする考え方がある。

3 裁判手続における情報開示義務

(1) 家庭裁判所は、次に掲げる審判事件又は調停事件において、必要がある と認めるときは、申立てにより又は職権で、当事者に対し、その収入【や 財産】の状況に関する情報を開示することを命ずることができるものと する。

- アー夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件
- イ 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件
 - ウ 子の監護に関する処分の審判事件(子の監護に要する費用の分担に 関する処分の審判事件に限る。)
 - エ 扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し の審判事件
 - (2) 上記(1)の規定により情報の開示を命じられた当事者が、正当な理由なくその情報を開示せず、又は虚偽の情報を開示した場合について、制裁の規定を設けるものとする。

4 執行手続における債権者の負担軽減

民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる夫婦間の協力及び扶助の 義務、婚姻から生ずる費用の分担の義務、子の監護に関する義務並びに扶養 の義務に係る請求権についての民事執行手続において、債権者が反対の意 思を表示しない限り、1回の申立てにより、財産開示手続、第三者からの情 報取得手続及びこれらの手続により判明した財産に対する強制執行又は担 保権実行の手続が順次申し立てられたものとみなすなどの仕組みを設ける ものとする。

第4 親子交流に関する規律

- 1 子と別居する親と当該子との交流
- (1) 子と別居する父又は母と当該子との交流について必要な事項は、父母 の協議で定めるものとする。この場合においては、子の利益を最も優先し て考慮しなければならないものとする(注)。
 - (2) 上記(1)の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、 家庭裁判所が、上記の事項を定めるものとする。
 - (3) 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、上記(1)及び(2)の規定による 定めを変更することができるものとする。
- (注) 【P】父母以外の者で子の監護をすべき者がある場合に父又は母と子との交流に関する事項を定める場面や、父母以外の第三者と子との交流に関する事項を定める場面について、規律を整備するものとする考え方がある。

2 裁判手続における親子交流の試行的実施

(1) 家庭裁判所は、子の監護に関する処分の審判事件(子の監護に要する費

用の分担に関する処分の審判事件を除く。)において、子の心身の状態に 照らして相当でないと認める事情がない場合であって、事実の調査のた め必要があると認めるときは、当事者に対し、父又は母と子との交流の試 行的実施を促すことができるものとする。

- (2) 家庭裁判所は、上記(1)の試行的実施を促すに当たって必要があると認めるときは、交流の日時、場所及び方法並びに家庭裁判所調査官その他第三者の立会いその他の関与の有無を定めるとともに、当事者に対して子の心身に有害な影響を及ぼす言動を禁止し、その他適当と認める条件を付すことができるものとする。
- (3) 家庭裁判所は、上記(1)の試行的実施の状況について、家庭裁判所調査官に調査をさせ、又は当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかったときは、その理由の説明)を求めることができるものとする。

第5 養子に関する規律

- 1 養子縁組がされた場合の親権者 子が養子であるときは、親権は、次に掲げる者が行うものとする。
 - (1) 養親(当該子に係る縁組が2以上あるときは、直近の縁組により養親となった者に限る。)
 - (2) 子の父母であって、上記(1)に掲げる養親の配偶者であるもの
- 2 未成年者の利益を損なうような未成年養子縁組に対応するための規律 養子となる者が15歳未満であり、その父母双方が親権者である場合に は、当該父母が共同で縁組の代諾をするものとし、当該父母間の意見対立時 には上記第2の1(3)の規律により調整するものとする。

第6 財産分与に関する規律

1 考慮要素の明確化等

財産分与について、当事者が家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求した場合には、家庭裁判所は、離婚後の当事者間の財産上の衡平を図るため、当事者双方がその婚姻中に取得し、又は維持した財産の額及びその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めるものとする。この場合において、婚姻中の財産の取得又は維持についての各当事者の寄与の程度は、その異なることが明らかでないときは、相等しいものとする。

2 期間制限

財産分与の期間制限について、民法第768条第2項ただし書に定める期間(2年)を5年に改めるものとする。

3 裁判手続における情報開示義務

- (1) 家庭裁判所は、財産の分与に関する処分の審判事件又は調停事件において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当事者に対し、その財産の状況に関する情報を開示することを命ずることができるものとする。
- (2) 上記(1)の規定により情報の開示を命じられた当事者が、正当な理由なくその情報を開示せず、又は虚偽の情報を開示した場合について、制裁の規定を設けるものとする。

第7 その他

1 夫婦間の契約の取消権

夫婦間でした契約を婚姻中いつでも取り消すことができることを定める 民法第754条を削除するものとする。

2 裁判上の離婚の事由

配偶者が強度の精神病にかかり回復の見込みがないことを裁判上の離婚の原因と定める民法第770条第1項第4号を削除するものとする。

3 所要の整備

その他所要の整備をするものとする。

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

法制審部会 要綱案たたき台(1)に関しての要望

日頃より別居・離婚後の親子の問題に関してご尽力を頂き、心より御礼を申し上げます。

さて、2023 年 8 月 29 日に示されました「家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けたたたき台(1)」(以下、要綱案たたき台と略す)に関して、「親権者の定め」(要綱案たたき台第2—2)、「親子交流」(同第4)に絞って要望を提出させていただきます。

ご確認いただき、検討をいただきますようお願いします。

記

(1)親権者の定めに関して

①裁判所が親権者を定める場合の考慮要素(要綱案たたき台第2-2-(6))

考慮要素として「父母と子の関係や父母相互間の関係」が挙げられていますが、これでは一方親に拒否権を与えることとなりかねないことを懸念します。共同親権が原則とわかるよう例外要件を要綱案で明示すべきと考えます。

(参考)要綱案たたき台での例外要件の例 - 部会資料 30-2 8 頁記載の(注1)

(注1)個別具体的な事案において父母双方を親権者とすることが子の利益の観点から望ましいか、その一方を親権者とすることが望ましいかを判断するに当たっては、例えば、父母双方を親権者と定めることによって子の心身に害悪を及ぼすなどの危険があると認められるかどうかや、父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無及び程度並びに親権者の定めについて父母の協議が調わなかった理由等を勘案して、父母双方が共同して親権を行うことが困難であると認められるかなどの観点から判断するとの考え方がある。

(2)親子交流に関して

①親子交流に関する調停や審判の実効性の向上(要綱案たたき台では言及なし)

中間試案では存在した「成立した調停・審判の実現に関する手続き(中間試案第5-3-(2)」が要綱案たたき台では項目からも落ちています。現在、調停合意や審判があっても44%が約束を反故にされており(2014年日弁連)、今回見直しがなければ、調停で合意しても審判が出ても決定した親子交流も引き続き約半数が実現しないことが容易に想像できます。この点の改善がなければ、子どもの権利条約や諸外国からの批判に応えることができないと考えます。

②家庭裁判所が定める場合の考慮要素(要綱案たたき台では言及なし)

中間試案では存在した「家庭裁判所が(1)監護者(2)親子交流を定める場合の考慮要素を明確化すること(中間試案第3-4-(2))」が要綱案たたき台では項目からも落ちています。

考慮要素が明確化されない場合、裁判所実務が変わることはないと理解しています。同意のない連れ去り事案や合理的な理由のない親子交流の拒否などを親権者変更の考慮要素に加えることで一定の抑止力になるのではないかと考えます。共同親権が視野に入った今、ニュートラルフラットと言われる現在の家裁実務も確認の上、改めて検討のテーブルに載せていただきたくお願いします。

③親子交流のモデルの提示(要綱案たたき台では言及なし)

わが国での親子交流の頻度は月1回数時間と極めて貧弱であることはご承知のとおりです。 諸外国では隔週末(金~月)に宿泊+長期休暇の半分を過ごすのがスタンダード(ドイツの例、2021年7月開催法制審 第5回部会での西谷参考人資料より)、つまり養育割合が70%:30%程度で監護の分担をするのが一般的とされています。このようなモデルの提示に関しても、中間試案までは言及され、3巡目議論でも「親子交流の方法や頻度についてその基準やモデルを示すことは有益ではないか」との記載があったものの、要綱案たたき台では一切の記載がなくなっています。共同親権導入を前提とした場合、双方の親が重要な決定に関わることとなり、別居親が決定に対し意見を述べるために一定以上の直接の交流が必要であり、一方的に手紙を送付するだけのような間接交流のみの交流では不足することは申し上げるまでもないと思います。民法で規律化する項目ではないかもしれませんが、ご検討をいただきたくお願いします。

以上

住民基本台帳制度におけるDV等被害者への支援措置の見直し等について

R5.9.7 総務省自治行政局住民制度課

提言(令和5年5月12日(超党派)共同養育支援議員連盟)

4. 住民票写しの交付制限等の支援措置の在り方の見直し

現在の住民票等における支援措置は、住民票の写しの交付等が制限される者に関し、DVの有無について反論する機会が 実質的に与えられておらず、適正手続が確保されているとはいえない。またそのような状態で、制限を受ける者を書面上「加害者」と一方的に取り扱うことは適正手続の観点から大きな問題であり、更に本制度が自治体で適正に運用されているか否かの チェック機能も働いていない。

DV被害者保護の適正化の観点から、住民票写しの交付制限等の支援措置の在り方について直ちに実情を把握した上で、法制面も含めて制度の在り方について検討を行い、必要な見直しを講ずること。

対応状況

- 〇 以下の点について見直すことを検討している。
 - ① 交付制限を受ける者が一方的に「加害者」として取り扱われることを防止するため、支援措置において、「被害者」・「加害者」の表記を「支援措置対象者」・「相手方」に改めること
 - ② 交付制限を受ける者の反論機会を確保するため、住民票の写し等の不交付決定に対し審査請求を行うことができることを伝達すること
 - ③ 事実と異なる申出に基づき支援措置が行われることを防止するため、相談機関の意見欄等、申出書様式を見直すこと
- 〇 現在、上記検討事項について、実務を担う市区町村の実情を把握する必要があるため、意見照会を実施中





本文へ | 御意見・御感想 | サイトマップ | リンク集 | English Other Languages

Google 差典

検索 文字サイズ変更 小 中 大

外務省について

会見・発表・広報

外交政策

国・地域

海外渡航・滞在

申請・手続き

トップページ > 海外渡航・滞在 > 八一グ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約) > 子を連れての国際的な移動に関する注意点

ハーグ条約 (国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)

子を連れての国際的な移動に関する注意点

令和4年3月31日

英語版 (English)

O シェアする 43

FIX-IL

1 子を連れて日本または海外へ渡航することを考えている方へ

(1) ハーグ条約によって子が元々住んでいた国に戻される可能性があります。

八一グ条約では、国境を越えて子が不法に連れ去られた場合には、原則として、元の居住国に子を迅速に返還することになっています(場合によっては、子を返還しなくてもよいと裁判所が判断することもありま す。ハーグ条約の概要についてはこちらを御覧ください)。

したがって、一方の親がもう一方の親(親権者等監護権を有する者)の同意を得ることなく国境を越えて子を日本または海外へ連れて行った場合であっても、もう一方の親がハーグ条約に基づいて子を返還するよ うに申請する場合には、子は原則として元の居住国に戻されます。

(2) 刑事訴追を受ける可能性があります

(ア) 子の連れ去りの違法性

日本においては、親による子の連れ去りは略取又は誘拐の罪にあたるような場合を除き犯罪を構成しませんが、国によっては、父母の双方が親権を有する場合に、一方の親が、子をもう一方の親の同意を得ずに国 に連れ出すことを刑罰の対象としていることがあります(国によっては州外に連れ出す場合でも刑事罰の対象となる可能性があります。)。実際に、居住していた国への再入国に際し、子を誘拐した犯罪機疑者と して逮捕されたり、ICPO (国際刑事警察機構) を通じて国際手配されたりする事業も生じています。

子を連れて国外へ移動することを考えている方は、御自分の滞在国の法制度を御確認の上、行動してください。

ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)

子を連れての国際的な移動に関する注意点

令和5年9月5日 英語版 (English)

♥ツイート ① シェアする 43

日メール

1 子を連れて日本または海外へ渡航することを考えている方へ

(1) ハーグ条約によって子が元々住んでいた国に戻される可能性があります

ハーグ条約では、国境を越えて子が不法に連れ去られた場合には、原則として、元の居住国に子を迅速に返還することになっています(場合によっては、子を返還しなくてもよいと裁判所が判断することもありま す。ハーグ条約の概要についてはこちらを御覧ください)。

したがって、一方の親がもう一方の親(親権者等監護権を有する者)の同意を得ることなく国境を越えて子を日本または海外へ連れて行った場合であっても、もう一方の親がハーグ条約に基づいて子を返還するよ うに申請する場合には、子は原則として元の居住国に戻されます。

(2) 刑事訴追を受ける可能性があります

(ア) 子の連れ去りの違法性

父母の双方が親権を有する場合に、一方の親が、子をもう一方の親の同意を得ずに国外に連れ出すことを刑罰の対象としていることがあります(国によっては州外に連れ出す場合でも刑事罰の対象となる可能性が あります。)。実際に、居住していた国への再入国に際し、子を誘拐した犯罪被験者として逮捕されたり、ICPO(国際刑事警察機構)を通じて国際手配されたりする事案も生じています。 子を連れて国外へ移動することを考えている方は、御自分の滞在国の法制度を御確認の上、行動してください。



Ministry of Foreign Affairs of Japan

● 外務省

Skip to main content FAQ Site Map Links	Japanese		Other Languages		
ENHANCED BY Google	Search	Font	Size	М	L

About Us News Foreign Policy Countries & Regions Consular Services

The Hague Convention (Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction)

Before Traveling abroad with a Child

September 4, 2023 Japanese

▼ Tweet

() Share 0

⊟ e-mail

1 What Happens through Trans-boundary Child Removal

1 The child can be returned to the country of his or her habitual residence based on the Hague Convention.

Top > Consular Services > The Hague Convention (Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction) > Before Traveling abroad with a Child

The Hague Convention prescribes that when a child is wrongfully removed across national boundaries, he or she should be, in principle, returned promptly to the country of his or her habitual residence. (The return of child may not always be ordered by a court in some circumstances.)

Consequently, if one parent takes his or her child to Japan or another country across a national boundary without the consent of the other parent who has custody, and if the other custodial parent makes an application for the return of the child, the child can be returned to the country of his or her habitual residence

2 One might be prosecuted as a criminal.

(1) Illegality of the Child Removal

In Japan, the child removal itself does not constitute a crime unless the case is considered as abduction or kidnapping. In some countries, however, when a parent takes the child out of the country without the consent of the other parent who has custody, it may constitute a crime under the penal code. (In some countries, taking the child even out of the state within the country can be subjected to criminal prosecution.) In reality there were instances where a parent was arrested as suspect of child kidnapping upon re-entry to the country of habitual residence, or wanted internationally by ICPO (International Criminal Police Organization).

if you are considering moving across national boundaries out of your country with child, you are advised to check the legal systems of the country of habitual residence.



The Hague Convention (Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction)

Before Traveling abroad with a Child

September 5, 2023 Japanese

¥ Tweet

G Share 0

P e-mail

1. What Happens through Trans-boundary Child Removal

1. The child can be returned to the country of his or her habitual residence based on the Hague Convention.

The Hague Convention prescribes that when a child is wrongfully removed across national boundaries, he or she should be, in principle, returned promptly to the country of his or her habitual residence. (The return of child may not always be ordered by a court in some circumstances.)

Consequently, if one parent takes his or her child to Japan or another country across a national boundary without the consent of the other parent who has custody, and if the other custodial parent makes an application for the return of the child, the child can be returned to the country of his or her habitual residence.

2. One might be prosecuted as a criminal.

(1) Illegality of the Child Removal

When a parent takes the child out of the country without the consent of the other parent who has custody, it may constitute a crime under the penal code. (In some countries, taking the child even out of the state within the country can be subjected to criminal prosecution.) In reality there were instances where a parent was arrested as suspect of child kidnapping upon re-entry to the country of habitual residence, or wanted internationally by ICPO (International Criminal Police Organization).

If you are considering moving across national boundaries out of your country with child, you are advised to check the legal systems of the country of habitual residence.